

昨年2023年12月28日、国土交通大臣は、沖縄県知事に代わって、辺野古新基地建設に係る埋立地用途変更・設計概要変更承認申請について承認を行いました。

しかしながら、この代執行による承認は、公有水面埋立法に違反し違法です。

この裁判で審理してほしいと原告が求めているものは本来それほど難解なものではありません。

「沖縄防衛局がなした設計概要変更申請が、公有水面埋立法が求める要件を満たしていないのではないか」というシンプルな問です。

軟弱地盤等の存在が明らかになった現時点において、なお工事は計画どおりに可能なのか、設計概要を変更してまで埋め立てを進める必要があるのか、今なお本当に辺野古に基地は必要なのか、当初の建設予定5年がその3倍近くになり、10年以上も現状が固定される計画となっているにも関わらずなお辺野古に基地を建設しようとするのが本当に沖縄の負担軽減になるのか、新しい工事計画では大浦湾のかけがえのない環境を破壊しないのか、新しい工事計画では基地の建設が公害をもたらさないのか、県民の大半が反対しているのに基地の建設が必要なのか、これらの極めて素朴な疑問について、公有水面埋立法

が求めた要件に照らして考えてみれば、要件は満たさず、基地建設は違法となる、という単純な問題提起をしているに過ぎません。

公有水面埋立法は、国が埋立を行う場合と同様に設計概要等の変更を行なう場合であっても、都道府県知事の承認が必要であると定めています。これは、地域住民の利益を守るために、地域の実情をよく知る県知事の承認を必要としたものです。

知事は、承認を行うにあたり、公有水面埋立法の定めた条件が満たされているか、すなわち、その埋立が本当に必要か、適正かつ合理的か、環境保全や災害対策に十分に配慮されているかなどについて審査し、条件が満たされないと判断すれば、承認を行うことはできません。

玉城デニー沖縄県知事は、防衛局の承認申請に対し、軟弱地盤の安定性等について「調査が不十分で災害を防止する上で十分な検討がなされていない」などと指摘し申請を不承認にしました。

これに対して、国は行政不服審査を悪用して、県知事の設計概要変更不承認の判断を覆しました。

行政不服審査は、本来、行政から不当な処分を受けた国民の救済を図る制度です。それにもかかわらず、国は、国の事業主体である防衛省沖縄防衛局が

「私人」であるとして行政不服審査を申し立て、身内にあたるはずの国土交通大臣がその是非を判断するという出来レースを行いました。

行政法学者の多くが行政不服審査の濫用だと批判したこのような出来レースを国が臆面もなく行ったのは、なぜでしょうか。それは、そうでもしなければ、埋立工事が進められないからにほかなりません。

本来、公有水面埋立法の趣旨に照らせば、沖縄県知事の判断が尊重されてしめるべきです。さきほども述べたように地域住民の利益を守るために、地域の実情をよく知る県知事に埋立に関わる承認権が与えられているからです。

それにもかかわらず、本件代執行承認の前提となった行政不服審査における国土交通大臣による裁決や、その後の是正指示は、公有水面埋立法の要件解釈やそのあてはめにおいて、防衛局の主張の根拠や信用性についてまったく吟味しないまま、ただただ防衛局の主張をなぞるばかりの客観性・公平性を欠く判断を行ったうえで、沖縄県知事の裁量判断に濫用・逸脱があるなどと結論付けました。

本来公有水面埋立法により承認権を与えられた県知事の裁量判断に濫用・逸脱があるなどというのはよほどの場合であるはずですが。

しかしながら、今回の行政不服審査は結論先にありきの出来レースですから、そのような裁量判断に濫用・いつだつがあるなどという無茶苦茶な結論が罷り通ってしまっているのです。

出来レースだというのは、その枠組みのみならず、その判断内容から見ても明らかです。

例えば、辺野古埋立は、飛行場を作るためになされているものですから、本来「空港設計要領」という基準に基づき護岸の支持地盤が地震時でも安定しているかどうか十分なテストがなされる必要があります。しかしながら、防衛局は、「空港設計要領」に「「港湾基準・同解説」を参考とすることができる」という記述があるのをよいことに、「港湾基準・同解説」に無条件に依拠して、本来飛行場を作る上で必要な適切なテストを行っていません。テストの対象地点や試料、データについても恣意的に選定し、評価基準も自己に有利な独自のものをを用いるなどしているため、防衛局のテストでは地震時の地盤の安定性の評価が十分ではないのです。そのため、まさに沖縄県知事が適切に判断したように「災害を防止する上で十分な検討がなされていない」と言わざるを得ないのです。そのため、沖縄県知事が公有水面埋立法の災害防止要件を満たさないと判断したのも当然です。

適切にテストすればC 2 護岸の一部を除く護岸では、震度1～3の地震で地盤が崩壊するおそれがあるにもかかわらず、適切なテストがなされていないため、地震時のリスクへの配慮が不十分なのです。

それにもかかわらず、行政不服審査においては、国土交通大臣は、防衛局の主張を無批判に採用し、本来公有水面埋立法により承認権を与えられた県知事の裁量判断に濫用・逸脱があるなどというとんでもない結論を下しているのです。

今回、基地が置かれることとなる場所のすぐ近くに住み一番影響を受ける人たちが、この埋め立ては埋立法に照らしておかしいと言ひ、さらに埋立法において埋立ての承認権すら与えられた県知事さえもがこの埋立ては埋立法に照らしておかしいと判断しています。

それにもかかわらず、これまで、そのおかしいとされる内容の審理についてはきちんとした議論が裁判所においては一度も行われないうまま、行政権内部で（沖縄防衛局と国交大臣との間の出来レースにより）設計概要変更申請が是認され、埋立てが進められてしまっているのです。

本来、このような行政内部の身内同士の出来レースを正すことこそが司法の役割であるはずなのです。

それにもかかわらず、残念ながら、これまでの辺野古埋立をめぐる訴訟においては、司法はその司法が司法たる役割を自ら放棄してきたと言わざるをえません。

むしろ、司法は、あえて入口論の議論を複雑で歪なものとし、憲法が保障し、また、憲法の下これまで積み上げられてきた地方自治の理念や行政に対する法の支配の理念を大幅に後退させてしまうという愚を犯してきたと言わざるを得ません。

裁判所に問います。

本当にこのままでいいのでしょうか。三権の一翼を担う司法としての役割をこのまま放棄し続けるのでしょうか。そして、自らが、司法や法体系を後退させ、腐敗させてしまってよいのでしょうか。

この訴訟においては、いたずらに形式論を振りかざし、実体要件の審理から逃げようとするのではなく、しっかりと正面から中身の議論に取り組んでいただきたい。

そして、司法が再び本来の役割を取り戻す契機としていただきたいと切に願います。

以 上